

輸送の安全にかかわる情報の公表

令和2年8月

舞鶴京都タクシー株式会社

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全に係る情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一步ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間：今年度（H30.11.21～R元.11.20）

(1) 今年度の目標とその達成状況

・目標

日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件の事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

②バックカメラ導入の検討を行う。

・達成状況

① 舞鶴京都タクシー(株)については期間中の有責件数15件、うち自損後方事故は3件、20%を占めていた。

日本交通三丹地区については同期間中の有責事故118件、うち自損後方事故は32件、27%を占めていた。

②期間中の日本交通三丹地区の自損後方事故について事故状況報告書及び各所属掲示等により情報共有を行った「自損後方事故情報」により傾向を確認した。

確認した項目：時間帯、天候、発生場所/状況、空車・実車等、なぜ。

・時間帯 昼間（5～17時）66%、夜間（17～5時）34%

・天候 晴れ60%、曇り22%、雨19%

・場所/状況 駐車場25%（うち営業所車庫内16%）、方向転換時38%、他

・実車・空車等 空車84%、実車9%、他

・なぜ 漫然運転22%、焦り25% 他

結果、『条件の良い時に漫然とした運転により自損後方事故を惹起』させていることが確認できた。

③バックカメラ導入の検討については、大阪地区の一部の営業所で試験的に設置したが調査継続中。

(2) 来年度の目標

引き続き、日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

① 発生した自損後方事故については、一件一件の事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

自損後方事故情報の様式を一部変更して事故発生時の状況、なぜ、心理面、生理状況の確認も行い事故内容の掘り下げを更に深める。

② 引き続きバックカメラ導入の検討を行う。

*バス部門

期間：今年度（H30.11.21～R 元.11.20）

(1) 今年度の目標とその達成状況

・目 標

日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件の事故内容の掘り下げを行い、事例として日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。

・達成状況

① 舞鶴京都タクシー(株)については期間中の有責事故0件であった。

日本交通三丹地区については同期間中の有責事故76件、うち自損後方事故は9件、12%を占めていた。

②期間中の日本交通三丹地区の自損後方事故について事故状況報告書及び各所属掲示等により情報共有を行った「自損後方事故情報」により傾向を確認した。

確認した項目：時間帯、天候、発生場所/状況、空車・実車等、なぜ。

・時間帯 昼間（5～17時）78%、夜間（17～5時）22%

・天候 晴れ67%、曇り22%、雨11%

・場所/状況 駐車場77%（一般駐車場33%、当社車庫44%、バス待機場11%）、
方向転換時11%

・空車、実車等 空車100%

・なぜ 後方不注意100%

結果、『条件の良い時に漫然とした運転により自損後方事故を惹起』させていることが確認できた。

(2) 来年度の目標

引き続き、日本交通グループの事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『自損後方事故の防止』を目標とすることにした。

①発生した自損後方事故については、一件一件事故内容の掘り下げを行い、事例と

して日本交通グループ全体に掲示等により共有することとする。
自損後方事故情報の様式を一部変更して事故発生時の状況、なぜ、心理面、生理
状況の確認も行い事故内容の掘り下げを更に深める。

*貨物部門

期間：今年度（H30.11.21～R元.11.20）

(1) 今年度の目標とその達成状況

- ・目 標
無事故を目指す。
- ・達成状況
無事故であり、目標達成した。

(2) 来年度の目標

今年度同様、無事故を目指す。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(期間：平成31年4月1日から令和元年3月31日)

*タクシー部門

件数：0件

*バス部門

件数：0件

*貨物部門

件数：0件

4. 安全管理規定

別途、ホームページにアップしています。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

タクシー、バス部門の投資計画は年間計画ではなく事案発生時に個別に対応している。

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

*情報の連絡体制

示達簿、掲示において伝達する。

*緊急連絡組織図

別添資料

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

*バス部門

- ・安全運転者講習会（年1回）

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
内部監査は令和2年8月5日に実施。監査執行者は事故審議会の委員の中から選任して行われた。この監査により、経営トップからの安全に関する指示については、メールの配信等により各事業所に浸透され、更に労使双方が参加のもとで定期的に行われている事故審議会において事故防止の意見交換が徹底されていることも確認された。
又、事故原因のデータ集積による精査を行い、それを安全マネジメントへ反映させるとともに、日本交通グループで安全マネジメントの検証に引き続き取り組むことにした。
9. 道路運送法第22条の2第2項第4号に規定する安全統括管理者に係る情報
安全統括管理者
*バス部門
舞鶴営業所所長

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

* 行政処分の公表（乗用・貸切・貨物）

業種：一般貸切旅客自動車運送事業

命令日：平成30年11月12日

違反事項：運送法第25条（運転者の制限違反）、

運送法第27条第3項・運輸規則第2条第5項（1.疾病、疲労等のおそれのある乗務①未受診者1名）、

運送法第27条第3項・運輸規則第25条第1項、第2項、第4項（乗務等の記録義務違反 2記録事項の不備）

処分日車：80日車

講じた措置：運転免許資格内容の確認の徹底他

別添資料

緊急連絡組織図

